

徳島県企業局「戦略的経営推進委員会」設置要綱

(設置)

第1条 徳島県企業局の新たな経営計画の策定に当たり、民間の経営感覚を計画に反映するとともに、今後の経営に活かすため、「戦略的経営推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 企業局経営計画に関する事
- (2) 毎年度の経営状況に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、企業局長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 企業経営の経験のある者
- (3) その他企業局長が適当と認める者

2 委員の任期は、就任の日から2年間とする。

(座長)

第4条 委員会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて座長が招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企業局経営企画戦略課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年12月10日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年12月25日から施行する。